

第 1 章 総論

1 計画策定の趣旨

東浦町（以下、本町という。）では、本計画の上位計画である「第 5 次東浦町総合計画（平成 23 年 3 月策定）」に基づき、まちづくりを進めている。また、「笑顔と緑あふれるいきいき都市」という将来像の実現に向け、河川・水路の水質保全に努めている。

わたしたちの日常生活の中で発生する生活排水は、身近にある水辺の環境と密接な関わりを持っている。現在、本町では下水道の整備を計画的に進めており、既に供用開始をしている地区が多い中で、一部の家庭では合併処理浄化槽が利用されている。

また、未だに一部の家庭では生活雑排水を未処理のまま河川・水路に放流している現状もあり、公共用水域の水質汚濁の原因となっている。

本計画は、「東浦町第 5 次総合計画」及び平成 27 年度に見直しが行なわれた「東浦町污水適正処理構想」をもとに、計画的な生活排水処理を実施するために策定するもので、生活排水処理全般に係る基本事項を定めるものである。本来であれば、10 年から 15 年の長期計画として策定すべきではあるが、「東浦町第 5 次総合計画」及び「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」の最終年度が平成 32 年度となっており、それらの計画との整合性を図るため、本計画を平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間の計画として策定する。

なお、平成 29 年度が最終年度となる現行計画は、今回の計画策定とあわせて廃止とする。

2 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない。」とされている。

また、一般廃棄物処理基本計画は「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成され、生活排水も長期的な計画のもと、自治体として適正な処理を進めていかなければならない。

なお、本計画は「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき策定を行う。

本計画を策定するにあたり、関連する計画の位置づけを図1-1に示す。

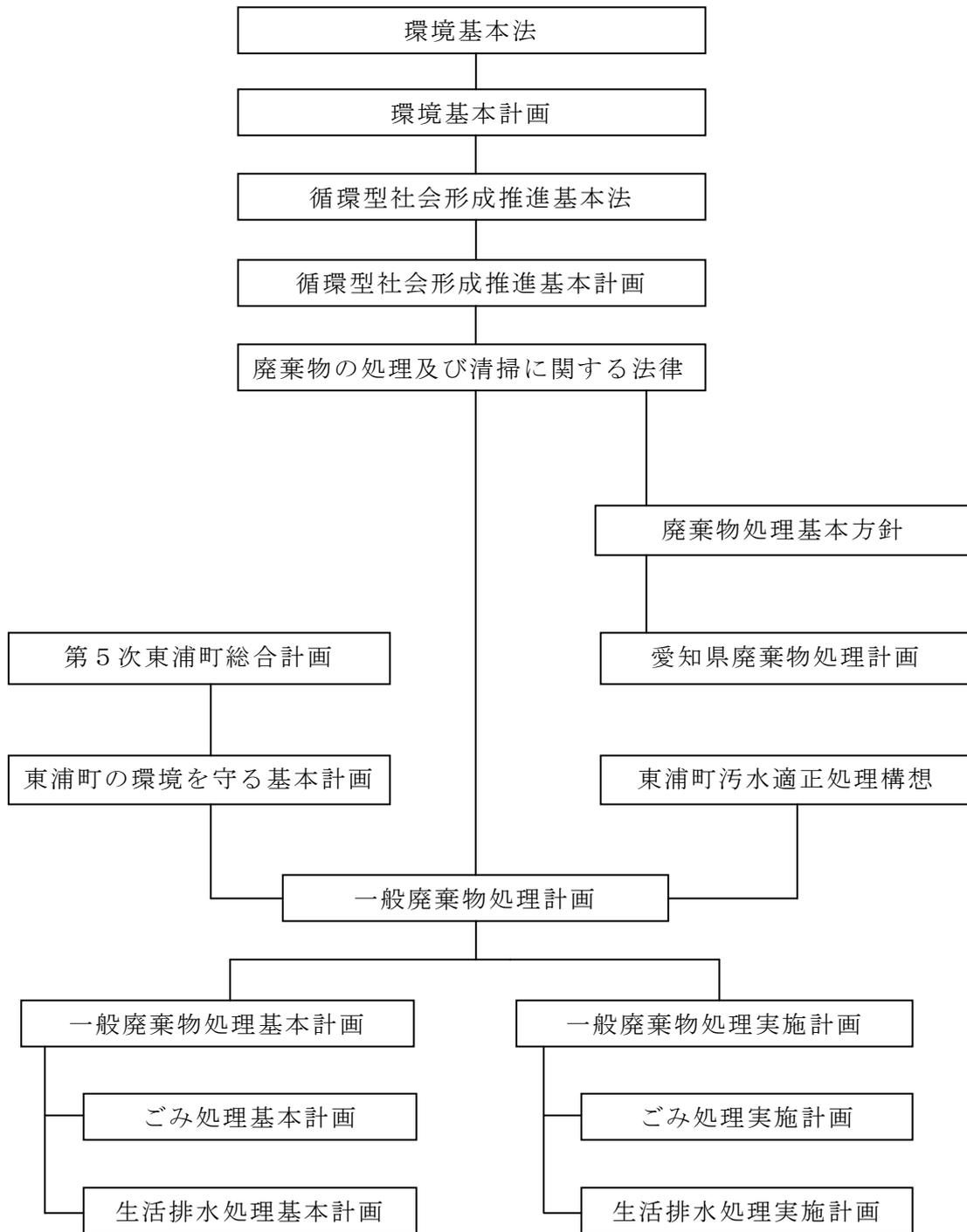


図 1-1 生活排水処理基本計画の位置づけ

3 関連計画

① 第5次東浦町総合計画

「笑顔と緑あふれるいきいき都市」を目標とし、産業、交通網、下水道などの総合的な町づくりを計画している。また、水質汚濁対策として、次のような基本事業の方針を立てている。

○明徳寺川で行われている住民や事業者主体の水辺環境の保全活動等を通じて、自然環境の保全及び生物多様性の重要性をPRする。

○住民の環境知識や環境保全意識を向上させるために、広報やホームページを通じてさまざまな環境情報を発信するとともに、生涯学習や学校教育の場において環境に関するテーマで学習できる機会を設ける。

○公共下水道の整備事業を拡大し、計画的かつ効率的に汚水施設の整備を行うとともに、住民への啓発活動や接続工事による利子補給などを行い、公共下水道への接続を図る。

○し尿くみ取り世帯の水洗化、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置の促進を図るとともに、浄化槽の適正な管理に向けた住民への啓発活動を行う。

② 東浦町の環境を守る基本計画

「東浦町の環境を守る基本条例」の基本理念をもとに、東浦町がめざす環境像を「みんなでつくろう！環境を大切にすまち・ひがしうら」と定めている。

地域の生活環境や自然環境から地球環境に至るまで、あらゆる環境を大切にしているまちを目指すもので、水辺づくりとして次の施策を掲げている。

○今ある自然を大切にする

○水辺と親しむ場を創造する

○大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などを防止する

③ 東浦町汚水適正処理構想

『東浦町汚水適正処理構想』は、町内すべての地域を効率的な処理方式で整備を行うために、各種汚水処理施設の整備予定区域の設定を行った。

また、本構想は、愛知県が示す構想策定に関する基本的な考え方に基

づき策定され、平成 28 年 7 月に『愛知県全県域汚水適正処理構想』として、とりまとめが行われた。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、町内全域で発生する「生活排水」とする。

5 計画期間及び計画目標年度

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 32 年度の 4 年間とする。
また、本計画と関連する計画の見直しが行われた場合または、生活排水処理を取り巻く社会情勢に大きく変動が生じた場合は、随時計画の見直しを行うものとする。

6 生活排水処理基本計画の構成

生活排水処理基本計画は、下記の事項により構成する。

第 1 章 総論

計画策定の主旨、計画の位置づけ、関連計画の状況を示す。

第 2 章 生活排水処理に関する基本的事項

地域の概要や生活排水処理施設等の整備状況を踏まえ、本町における生活排水処理の現状を示す。

第 3 章 生活排水処理の計画目標

本計画の計画年度及び目標の設定を行う。

第 4 章 生活排水処理対策としての取組み

合併処理浄化槽への転換設置の促進や適正管理に関する啓発活動、環境イベントの開催や環境教育・環境学習の推進といった支援活動等について、生活排水処理対策としての取組みを示す。

第2章 生活排水処理に関する基本的事項

1 地域の概要

(1) 地理的、地形的特性

東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥に位置する。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾をはさんで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接している。町は東部の低地と中央部、西部の丘陵地からなっていて、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っている。

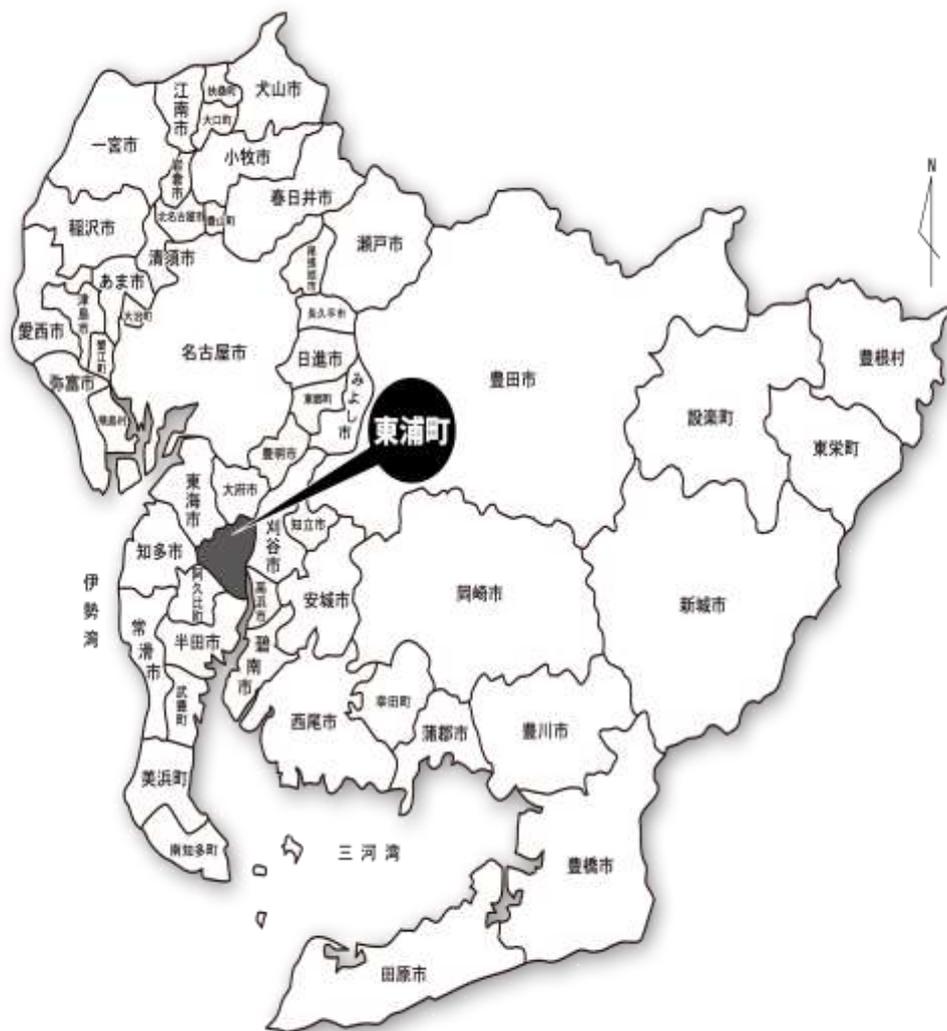


図2-1 位置図

(2) 気候的特性

本町の気象の概要を表 2-1、図 2-2 に示す。

本町の気候は、年間平均気温が 16℃～17℃、年間総雨量は約 1,540mm で、四季を通じて温和な気候であり、冬季でも氷点下になることが少ない。

また、県内では小雨地帯に該当し、冬季は降雨量が少なく、積雪はほとんどない。

表 2-1 平成 27 年 月別気温と雨量

気温 雨量 月	気温 (℃)			雨量 (mm)	
	最高気温	最低気温	平均気温	最多雨量	総雨量
1	14.1	-0.4	5.7	31.5	100.0
2	15.3	-0.2	6.2	15.0	34.0
3	20.7	-0.2	9.9	35.0	134.0
4	25.7	6.4	15.3	26.0	100.5
5	33.1	12.6	20.9	32.5	62.5
6	32.0	13.8	22.0	42.0	151.5
7	36.9	18.8	26.3	45.5	244.5
8	36.2	21.6	28.1	56.0	178.5
9	31.1	16.6	23.4	88.0	322.5
10	27.2	9.1	18.9	16.0	54.5
11	23.1	4.5	14.9	21.5	103.5
12	23.6	1.8	10.0	23.0	57.0

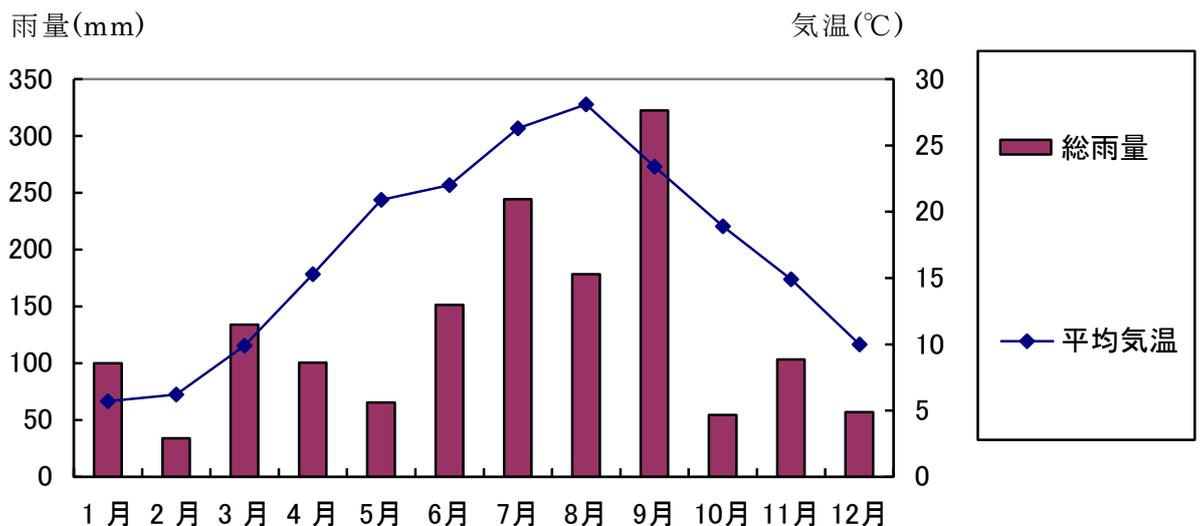


図 2-2 月別平均気温と総雨量

資料：「知多中部広域事務組合消防本部」平成 27 年

(3) 人口及び世帯数

本町の人口・世帯数の推移を表2-2、図2-3に示す。

本町の人口は、平成27年度末現在で50,238人であり、平成23～27年度（5年間）の人口はほぼ横ばいであるが、ゆるやかな減少傾向にあり、世帯数については、各年度において増加している。

また、平成27年度に見直しが行なわれた「東浦町污水適正処理構想」では本町の将来人口を平成32年度末に50,765人と推定しており、今後4年間については、若干の増加傾向に転ずる見込みである。

表 2-2 人口と世帯数の推移

[各年度末現在]

年度	区分	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口増加率 (%)
23		50,169	19,240	0.01
24		50,165	19,336	-0.01
25		50,337	19,659	0.34
26		50,282	19,782	-0.11
27		50,238	19,954	-0.09

資料：町住民課

(人)

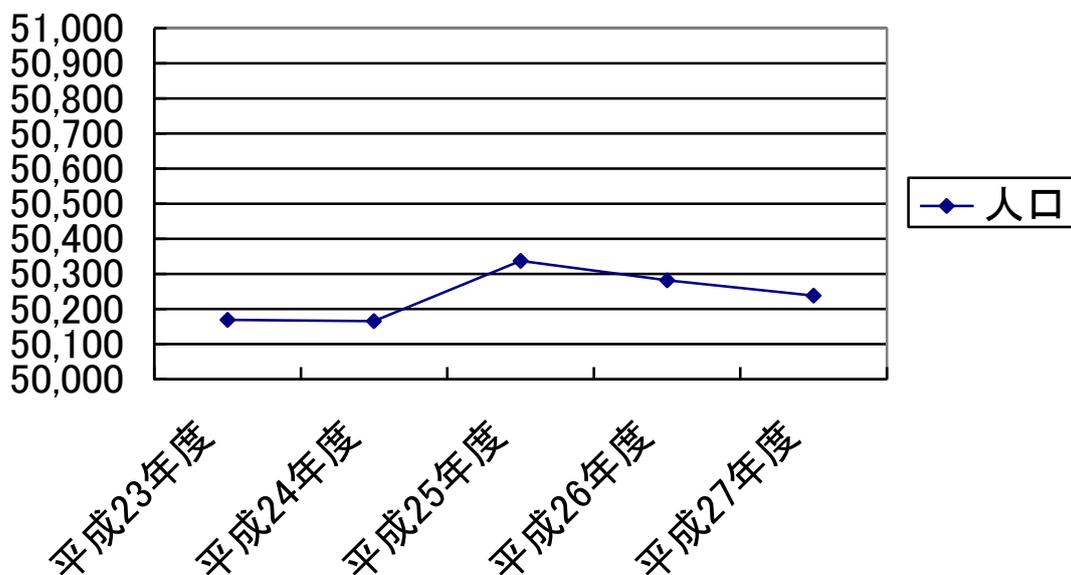


図 2-3 人口の推移

資料：「住民基本台帳」＋「外国人登録人口」より

(4) 産業の動向

本町における産業別事業所数及び従業者数を表 2-3 に示す。

平成 26 年における本町の総事業所数は 1,476 事業所、総従業員数は 17,093 人で、事業所数は「サービス業」が最も多く、「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」の順となっている。

また、従業員数においても「サービス業」が最も多く、「製造業」、「卸売業・小売業」と続き、第 1 次産業である「農林漁業」の割合が非常に少なくなっている。

表 2-3 産業別事業所数、従業員数

項目	事業所 (戸)	比率 (%)	従業 員数 (人)	比率 (%)
農林漁業	6	0.4	41	0.2
建設業	131	8.9	700	4.1
製造業	212	14.4	5,780	33.9
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.2	27	0.2
情報通信業	8	0.5	119	0.7
運輸・郵便業	32	2.2	636	3.7
卸売・小売業	343	23.2	3,116	18.2
金融・保険業	21	1.4	123	0.7
不動産・物品賃貸業	92	6.2	299	1.7
サービス業	628	42.5	6,252	36.6
総数	1,476	100.0	17,093	100.0

資料：経済センサス-基礎調査

農業

本町の農家総数、農業就業人口の状況を表 2-4 に示す。

農家総数は、平成 17 年の 677 戸から平成 27 年には 519 戸と減少傾向にある。また、農業就業人口も同様に減少傾向にある。

表 2-4 農家総数、農業就業人口の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
農家総数 (戸)	677	589	519
主業農家数 (戸)	93	55	66
兼業農家数 (戸)	284	237	188
自給的農家数 (戸)	300	297	265
農業就業人口 (人)	707	514	434

資料：農林業センサス

商業

本町における、卸売業、小売業別の事業所数、従業員数及び年間商品販売額の推移を表 2-5 に示す。

事業所数は、平成 16 年の 321 事業所から年々減少しており、平成 26 年には 244 事業所となった。従業員数は平成 19 年には 3,259 人と一時的に増加したが、平成 26 年には 2,589 人と減少に転じており、事業所の集約化が進んでいることが推測される。また、年間商品販売額においても、平成 19 年をピークに減少している。

表 2-5 卸売業、小売業別事業所数、従業員数、年間商品販売額

	事業所数 (箇所)			従業員数 (人)			年間商品販売額 (百万円)		
	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
卸売業	30	29	34	261	242	284	14,591	9,345	8,297
小売業	291	291	210	2,692	3,017	2,305	47,817	60,762	44,159
合計	321	320	244	2,953	3,259	2,589	62,408	70,107	52,456

資料：商業統計調査

工業

本町の平成 26 年における産業別事業所数、従業員数、製造品出荷額を表 2-6 に示す。

事業所数は「輸送機械」の 39 箇所が最も多く、全体の 3 割を占めている。従業員数では、「輸送機械」の 2,432 人が最も多く、次いで「電子部品」の 862 人、「家具・装備品」の 681 人となっている。製造品出荷額は、「輸送機械」が 7,941,757 万円であり、全体の約 5 割を占めている状態である。

表 2-6 産業別事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
総数	118	5,528	16,309,861
食料品	3	58	37,933
飲料・飼料	1	7	X
繊維	3	36	42,478
木材・木製品	4	103	404,469
家具・装備品	4	681	1,656,597
パルプ・紙	—	—	—
印刷	—	—	—
化学	—	—	—
石油・石炭	1	9	X
プラスチック	13	390	773,720
ゴム製品	2	17	X
皮革製品	—	—	—
窯業・土石	2	88	X
鉄鋼	7	226	1,328,221
非鉄金属	2	40	X
金属製品	9	124	304,646
はん用機械	5	110	38,256
生産品機械	18	312	574,248
業務用機械	1	5	X
電子部品	2	862	X
電気機械	1	17	X
情報通信機器	—	—	—
輸送機械	39	2,432	7,941,757
その他	1	11	X

※従業員数 4 人以上の事業所が対象。X は秘匿。

資料：工業統計調査

土地利用状況

本町の平成 27 年度における土地利用状況を表 2 - 7 に示す。

本町では、農地面積が全体の約 30% を占めている。また、宅地面積についても全体の約 25% を占めており、行政面積の約半数を農地と宅地として利用している状態である。

表 2 - 7 地目別の土地利用状況

(単位:ha)

行政面積							
	農地用			森林			
		田	畑		国有林	民有林	
3,114	1,000	614	388	160	—	160	
原野	水面						
	河川 水路	水面	河川	水路			
—	209	36	91	82			

道路						
	一般道路					
		国道	県道	市町村道	農道	林道
323	297	40	45	211	27	—
宅地						
	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他		
793	431	116	245	629		

資料：土地に関する統計年報（平成 27 年度版）

※出典統計の数値処置や端数処理のため、必ずしも各項目の内訳と合計は一致しない。

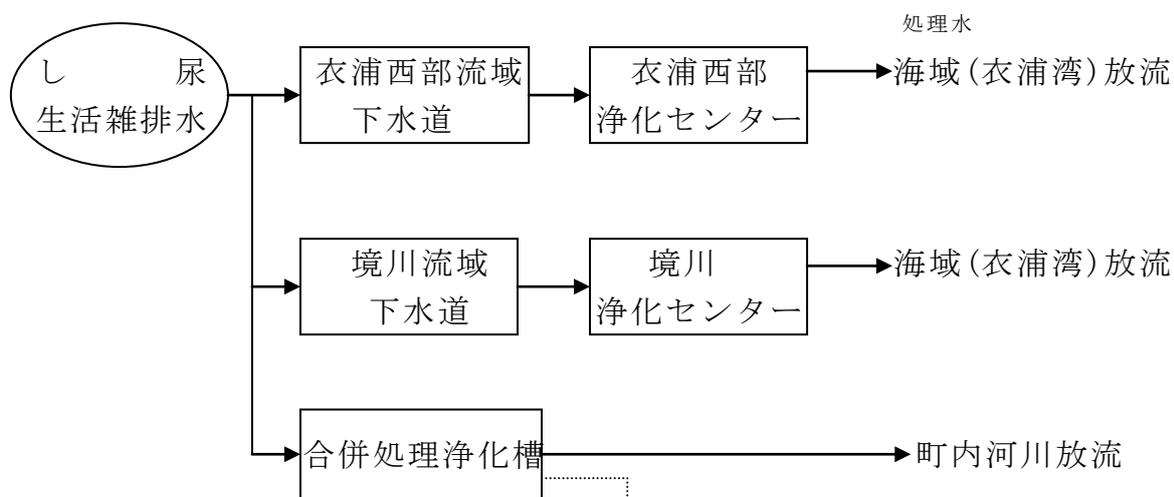
2 生活排水処理施設等の整備状況

(1) 生活排水処理施設の整備手法

本町から発生するし尿と生活雑排水の処理フロー図を図2-4に示す。

本町の生活排水は、衣浦西部流域と境川流域の2つの公共下水道と合併処理浄化槽で処理している。ただし、単独処理浄化槽やし尿くみ取り世帯の生活雑排水は、未処理のまま河川等に流されている。

【公共下水道、合併処理浄化槽世帯】



【単独処理浄化槽、し尿くみ取り世帯】

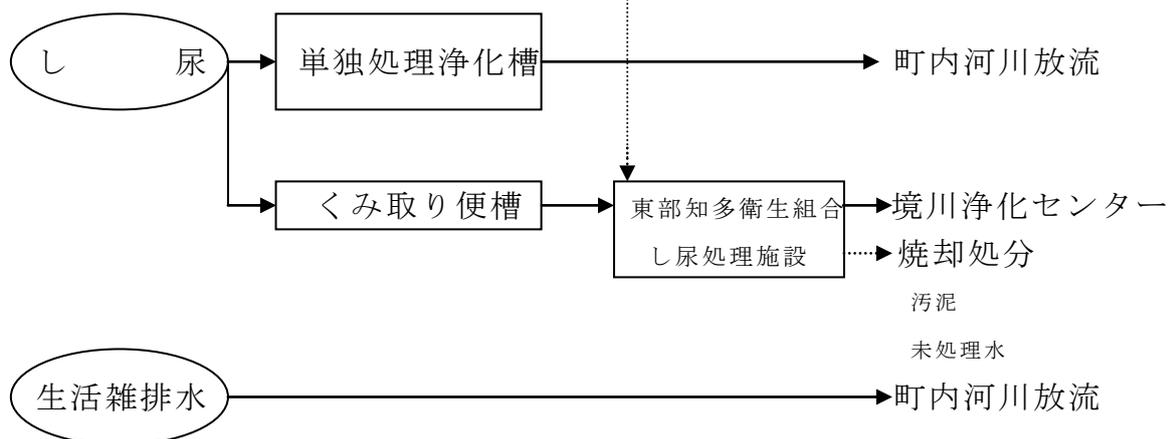


図2-4 し尿と生活雑排水の処理フロー

(2) 公共下水道の普及状況

本町の公共下水道は、境川流域下水道及び衣浦西部流域下水道の処理区域に含まれている。境川流域下水道は昭和 60 年度から工事に着手し平成元年度より供用開始された。また、衣浦西部流域下水道は平成 6 年度から工事に着手し平成 9 年度より供用開始された。

表 2-8 公共下水道の普及状況 平成 28 年 4 月 1 日現在

処理区域	処理分区	行政区 域内人 口 (人)	供用 開始 区域 面積 (ha)	供用開 始区域 内人口 (外国人 含む)・ (人)	普及 率 (%)	水洗化 人口 (人)	水洗 化率 (%)
境川	森岡	7,595	95.0	6,472	85.2	6,398	98.9
	緒川	8,239	131.3	6,125	74.3	5,631	91.9
	緒川東部	47	3.0	47	100.0	5	10.6
	小計	15,881	229.3	12,644	79.6	12,034	95.2
衣浦西部	緒川新田	8,356	94.6	6,583	78.8	6,520	99.0
	石浜	11,759	122.5	8,102	68.9	5,746	70.9
	生路北部	4,560	55.6	3,858	84.6	2,525	65.4
	生路南部	852	10.4	567	66.5	352	62.1
	藤江北部	6,369	82.0	5,944	93.3	3,476	58.5
	藤江南部	2,414	18.0	1,560	64.6	1,370	87.8
	藤江東部	47	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	34,357	383.1	26,614	77.5	19,989	75.1
合計	50,238	612.4	39,258	78.1	32,023	81.6	

資料：町上下水道課

(3) 合併処理浄化槽の普及状況

合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理することができるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進められている。

国では合併処理浄化槽の研究開発と国民への普及を推進しており、県は「愛知県生活排水に関する基本方針」及び「愛知県浄化槽指導要領」のもと、より一層の合併処理浄化槽の推進を図っている。本町でも、合併処理浄化槽の家庭への普及のため補助金制度を平成 2 年から設けている。下水道認可区域外で、既存くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換設置をする際、一定の要件を満たした場合に設置費の助成を行っている。

表 2-9 合併処理浄化槽設置補助の状況

【各年度末現在】 [単位：基]

人槽 年度	5人	7人	10人	合計
23	12	7	0	19
24	0	0	0	0
25	0	0	0	0
26	1	0	0	1
27	0	1	0	1

(4) 汚水処理人口普及率の状況

平成 27 年度末現在の汚水処理人口普及率は、表 2-10 に示すとおりで、83.8%である。

表 2-10 平成 27 年度末現在の汚水処理人口普及率（外国人含む）

[単位：人]

整備手法	町全域
公共下水道	39,258
コミュニティ・プラント	0
農業集落排水処理施設	0
合併処理浄化槽	2,857
単独処理浄化槽	7,693
し尿くみ取り	430
自家処理	0
合計	50,238
汚水処理人口	42,115
汚水処理人口普及率	83.8 %

資料：町環境課と町上下水道課

3 収集・運搬の状況

(1) 収集運搬体制

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集体制は、表2-11に示す。

し尿の収集運搬は業者に委託しており、東部知多浄化センター搬入している。また、浄化槽汚泥は町の許可を有する浄化槽清掃及び一般廃棄物収集運搬業者が、東部知多浄化センターへ搬入している。

表2-11 収集・運搬体制

し尿	浄化槽汚泥
委託業者 1社	許可業者 3社

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集実績

本町における、し尿及び浄化槽汚泥の収集実績を表2-12に示す。

収集量は、下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の収集量ともに減少傾向にある。平成27年度における収集実績は、浄化槽汚泥が全体の約9割を占めている。

表2-12 収集実績 (単位 : k θ)

年度	し尿	浄化槽汚泥量	合計
23	1,731.87	11,866.50	13,598.37
24	1,558.43	11,165.77	12,724.20
25	1,499.29	11,059.18	12,558.47
26	1,388.90	10,779.15	12,168.05
27	1,386.53	10,814.31	12,200.84

4 処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設は、東部知多浄化センターが平成9年4月に稼動し、東浦町・大府市・豊明市・阿久比町の2市2町から発生する汚泥等の処理を行っている。また、下水道事業の進展により汚泥等の処理量は減少傾向にある。

表 2-13 東部知多浄化センターの概要

平成 28 年 4 月 1 日現在

所 在 地	東浦町大字森岡字三州道 41 番地
敷 地 面 積	15,509.63 m ²
延 床 面 積	処理棟 3,757 m ² 管理棟 794 m ²
処 理 能 力	200kℓ/日（し尿 45kℓ/日、浄化槽汚泥 155kℓ/日）

5 生活排水対策に係る啓発状況及び住民等の取組状況

本町は豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会に所属し、町内ショッピングモールにおいて、「生活排水クリーンキャンペーン」を毎年開催するなど、三河湾の浄化推進の啓発を行っている。

住民等の取組みとしては、「明德寺川の自然を守る会」による河川の清掃、水質調査、河川堤防への植栽等の保全活動を行っている。また、中学生や周辺の事業所による明德寺川沿いの清掃活動も行われている。

第3章 生活排水処理の計画目標

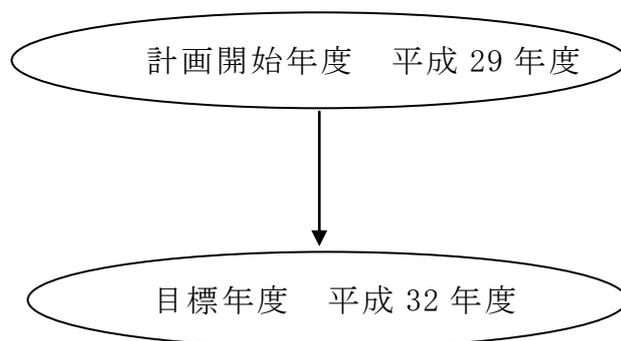
1 目指すべき環境像

みんなであつろう！環境を大切にすまち・ひがしうら

2 計画年度

計画の開始年度を平成29年度として、4年後の平成32年度を目標年度とする。

本来であれば、10年から15年の長期計画として策定すべきではあるが、「東浦町第5次総合計画」及び「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」の最終年度が平成32年度となっており、それらの計画との整合性を図るため、本計画を平成29年度から平成32年度までの4年間の計画として策定する。



3 計画の目標

本町の汚水処理人口普及率は、平成27年度末現在で83.8%となっている。本計画では、下水道整備計画と合併処理浄化槽の設置推進をもとに、平成32年度には汚水処理人口普及率を東浦町全域で88.1%にすることを目標とする。

なお、東浦町汚水適正処理構想では、平成37年度に汚水処理人口普及率を95.3%にすることを目標として設定している。

汚水処理人口普及率		
平成27年度末	→	平成32年度末
東浦町全域 83.8%	約4.3%UP	88.1%

第4章 生活排水処理対策としての取り組み

生活排水処理対策として、本町では下記の取り組みを実施する。

(1) 下水道整備の継続

本町の汚水処理人口普及率は、平成27年度末現在で83.8%であり、平成32年度末における汚水処理人口普及率の目標値は、「88.1%」である。

この目標達成のためには、引き続き下水道整備が必要であり、「汚水整備計画」に基づき、計画的かつ効果的に下水道の整備を推進する。

また、下水道の供用開始区域内においては、速やかな下水道への接続を呼びかけていく。

なお、整備区域の詳細については、図4-1のとおり。

表4-1 公共下水道の供用面積と処理区域内人口
[各年度末現在]

年度 区分	現況 (平成27年度)	目標 (平成32年度)
供用面積	612.4ha	709.5ha
行政人口	50,238人	50,765人
処理区域内人口 (供用開始)	39,258人	41,429人

資料：町上下水道課

(2) 合併処理浄化槽への転換設置の促進

本町においても、未だに一部の家庭では、くみ取り便槽や単独処理浄化槽が利用されているのが現状である。それらで処理された生活雑排水は、そのまま河川等へ流されており、水質汚濁の原因の一つとなっている。

そこで、下水道事業認可区域外で、既存のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽を利用している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換設置の促進を今後も継続して行う。

また、一定の要件を満たした場合は、合併処理浄化槽の設置整備費用補助金の助成を行っている。なお、合併処理浄化槽の処理人口が目標値を達成した場合であっても、下水道事業認可区域外における、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び水質改善のため、合併処理浄化槽への転換設置に対する補助事業は継続して行う必要がある。

合併処理浄化槽への転換設置に関する住民への情報提供は、広報誌、町ホームページ及びパンフレット等を活用し実施していくこととする。生活雑排水を全般的に処理することのできる、合併処理浄化槽を導入することの有効性を伝えることで、転換設置の促進を図る。

表 4-2 合併処理浄化槽の接続人口

[各年度末現在]

年度 区分	現況 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
処理人口(人)	2,857	3,307

資料：町環境課

(3) 浄化槽の適正管理の啓発

家庭から排出される生活排水をよりきれいな状態で放流するためには、浄化槽の適正管理が必要不可欠である。浄化槽の管理者に対しては、設置後に浄化槽法第7条及び11条に基づく水質検査並びに第10条に基づく年1回の浄化槽清掃及び定期的な保守点検を受検することが義務づけられている。

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、検査等の内容を浄化槽の管理者に対し、引き続き周知・啓発をしていく。

(4) し尿収集の継続と適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」とされている。今後もし尿収集を継続し、東部知多浄化センターにて適正処理を実施していく。

(5) 施設整備等によるし尿及び浄化槽汚泥の将来推計

生活排水処理施設整備計画に基づく、生活排水処理形態別人口及び汚水処理人口普及率のまとめを表4-3に示す。

また、生活排水処理施設の整備によるし尿及び浄化槽汚泥の削減量は表4-4のとおりである。平成32年度における平成27年度に対しての搬入削減率は、約86%となる。搬入先である東部知多浄化センターの処理能力は200kℓ/日（うち東浦町分56.6kℓ/日）あることから、処理能力を超えることは考えられない。

表4-3 生活排水処理形態別人口と汚水処理人口普及率

[単位：人]

処理形態別人口	年度	現況 (平成27年度)	目標 (平成32年度)
	計画処理区域内人口(※1)		50,238
水洗化人口(※2)	汚水処理人口(※3)	42,115	44,736
	下水道人口	39,258	41,429
	コミュニティ・プラント	0	0
	農業集落排水処理人口	0	0
	合併処理浄化槽人口	2,857	3,307
	単独処理浄化槽人口	7,693	5,724
	非水洗化人口	430	305
	くみとり人口	430	305
	自家処理人口	0	0
水洗化率(※2/※1)		99.1%	99.4%
汚水処理人口普及率(※3/※1)		83.8%	88.1%

資料：町上下水道課・環境課

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集（搬入）量の推移
〔各年度末現在〕（単位：kℓ）

区分 \ 年度	現況 (平成 27 年度)	中間 (平成 32 年度)
し 尿	1,387	956
浄化槽汚泥	10,814	9,499
合 計	12,201	10,455

資料：町環境課

（6）定期的な水質調査の実施

町では年に 2 回定期的に、河川・ため池・排水路の水質調査を行っており、今後も継続して実施していく。

須賀川・豆搗川・明徳寺川・岡田川・境川の各水位は衣浦湾へ、鎌池川は阿久比川へ流入している。水質を監視するため、河川 17 地点、ため池 32 地点、排水路 5 地点の計 54 地点で水質調査を実施している。

なお、河川の環境基準及び平成 27 年度における河川・ため池・排水路に関する検調査結果は、表 4-5、表 4-6 のとおりである。

・環境基準の適合状況について

公共用水域の水質については、利水に応じた水質の確保や生活環境を守ることを目的として、環境基本法に基づき環境基準が定められており、人の健康を守るために維持することが望ましい基準（健康項目）と、生活環境を守るために維持することが望ましい基準（生活環境項目、表 4-6 参照）からなっている。健康項目は全ての公共用水域に適用されているが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれ水域別に環境基準が定められている。

なお、本町の河川で環境基準が定められている河川は、境川と鎌池川から流入する阿久比川の 2 河川であり、類型は C である。

表 4-5 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水 域
		水素イ オン濃 度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ 以下	—
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100 mℓ以 下	—
B	水道3級 水産2級及びC 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN / 100 mℓ以 下	—
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	境川・ 阿久比 川
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等 の浮遊 が認め られな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	—

備考

1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg / ℓ 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級： 沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産
2 級

および水産 3 の水産生物用 d

水産 2 級： サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および
水産

3 級の水産生物用

水産 3 級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級： 沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級： 特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生
じない限度

表4-6 河川・ため池・排水路の調査結果(平成27年度)

地点	地点	測定	pH	BOD・COD	SS	DO	大腸菌群	n-ヘキササン抽出物質	全窒素	全りん
No.		月		(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(MPN/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
1	石ヶ瀬川	5月	7.3	4.6	12	8.8	790,000	0.5未満	5.4	0.28
		11月	7.6	2.7	4	8.8	49,000	0.5未満	5.8	0.19
2	五ヶ村川 上流	5月	7.2	2.5	31	5.1	7,900	0.5未満	2.0	0.16
		11月	7.3	1.5	36	6.1	130,000	0.5未満	1.8	0.21
3	五ヶ村川 中流	5月	7.3	2.3	32	6.0	33,000	0.5未満	2.0	0.23
		11月	7.5	1.7	44	6.8	79,000	0.5未満	2.4	0.31
4	岡田川上流	5月	7.9	3.2	52	10.8	130,000	0.5未満	4.2	0.34
		11月	7.7	2.0	2	10.3	79,000	0.5未満	5.9	0.29
5	岡田川中流	5月	8.2	4.2	11	13.1	24,000	0.5未満	3.3	0.23
		11月	7.7	4.5	4	9.4	79,000	0.5未満	9.3	0.34
6	岡田川下流	5月	7.8	1.6	7	9.5	22,000	0.5未満	2.6	0.25
		11月	7.5	2.5	9	8.0	49,000	0.5未満	4.6	0.25
7	境川	5月	7.6	2.8	8	9.3	17,000	0.5未満	1.9	0.20
		11月	7.5	1.1	10	6.2	49,000	0.5未満	2.2	0.29
8	明徳寺川上流西	5月	7.4	2.5	17	8.3	79,000	0.5未満	1.0	0.10
		11月	7.3	3.5	25	7.7	33,000	0.5未満	2.3	0.11
9	明徳寺川 上流	5月	7.5	4.3	11	8.9	79,000	0.5未満	2.6	0.21
		11月	7.5	5.8	10	9.0	49,000	0.5未満	4.8	0.20
10	明徳寺川 中流	5月	7.6	2.5	9	8.8	24,000	0.5未満	3.3	0.28
		11月	7.6	2.4	7	9.1	33,000	0.5未満	3.3	0.17
11	明徳寺川 下流	5月	7.2	1.5	16	8.0	23,000	0.5未満	2.7	0.25
		11月	7.5	1.3	16	7.7	79,000	0.5未満	2.9	0.18
12	鎌池川支川	5月	8.1	3.9	9	7.8	79,000	0.5未満	1.3	0.10
		11月	7.8	0.7	3	10.2	230,000	0.5未満	0.8	0.02
13	鎌池川中流	5月	7.9	3.5	8	8.1	130,000	0.5未満	1.0	0.13
		11月	7.7	0.8	5	9.5	33,000	0.5未満	1.8	0.11
14	鎌池川下流	5月	8.0	3.4	4	12.6	2,300,000	0.5未満	1.6	0.12
		11月	8.5	32	10	8.8	1.8未満	植物性 2.3	2.7	0.17
15	豆搗川	5月	7.8	2.8	24	8.6	79,000	0.5未満	2.0	0.22
		11月	7.7	1.8	6	8.4	110,000	0.5未満	1.5	0.11
16	須賀川	5月	7.6	9.1	31	7.1	330,000	0.5未満	6.5	0.88
		11月	7.4	5.2	7	7.4	130,000	0.5未満	4.6	0.64
17	衣浦貯木場 水門前	5月	8.9	4.7	7	13.0	4,900	0.5未満	1.6	0.13
		11月	8.4	2.8	6	4.6	13,000	0.5未満	1.7	0.11

18	ため池	大池	5月	9.8	16	20	14.6	17	0.5未満	1.3	0.12	
19		杉之内池	5月	8.3	8.5	3	9.4	3,300	0.5未満	0.8	0.03	
20		上申ヶ池	5月	9.6	12	8	13.3	230	0.5未満	1.2	0.13	
21		下申ヶ池	5月	9.0	13	13	12.6	2,300	0.5未満	1.2	0.10	
22		一ツ池	5月	6.8	3.2	4	8.9	790	0.5未満	0.3	0.02	
23		二ツ池	5月	7.2	5.4	7	11.1	2,200	0.5未満	0.4	0.08	
24		砂川池	5月	9.5	22	29	21.7	17	0.5未満	2.0	0.25	
25		緒川新池	5月	7.3	3.7	22	9.7	790	0.5未満	0.6	0.06	
26		馬池	5月	8.5	9.0	7	11.8	1,300	0.5未満	0.9	0.10	
27		大狭間池	5月	8.4	8.8	14	11.1	4,900	0.5未満	0.8	0.07	
28		濁池	5月	8.3	8.4	17	10.0	1,700	0.5未満	1.1	0.07	
29		下鰻池	5月	8.8	9.3	4	10.4	4,900	0.5未満	0.9	0.06	
30		上鰻池	5月	7.0	16	150	7.7	24,000	0.5未満	2.1	0.72	
31		本坪池	5月	8.9	18	6	11.8	4,900	0.5未満	1.2	0.08	
32		上ノ池	5月	7.9	8.5	13	9.6	4,900	0.5未満	1.1	0.11	
33		雁狭間池	5月	8.3	6.1	13	8.9	1,300	0.5未満	0.8	0.09	
34		新左田池	5月	8.0	6.3	15	8.1	1,300	0.5未満	0.6	0.05	
35		上高根池	5月	8.0	3.6	2	9.1	790	0.5未満	0.2	0.01	
36		明治池	5月	7.9	3.3	4	12.4	490	0.5未満	0.3	0.03	
37		明覚池	5月	7.7	9.7	18	9.7	2,300	0.5未満	1.0	0.09	
38		新池	5月	7.7	8.7	5	9.3	1,100	0.5未満	0.7	0.05	
39		下三ツ池	5月	8.0	6.2	5	9.7	1,700	0.5未満	0.5	0.03	
40		上三ツ池	5月	7.7	5.7	10	10.0	1,300	0.5未満	0.9	0.02	
41		菰蓋池	5月	7.9	4.9	3	9.5	4,900	0.5未満	0.4	0.03	
42		田之助池	5月	9.0	5.1	18	11.2	790	0.5未満	0.5	0.07	
43		黒鳥池	5月	8.2	13	63	9.8	49,000	0.5未満	1.7	0.34	
44		飛山池	5月	6.8	4.6	9	7.2	2,300	0.5未満	0.4	0.03	
45		永見池	5月	8.2	10	5	9.8	1,300	0.5未満	0.6	0.04	
46		藤仙坊池	5月	8.6	5.7	12	11.0	3,300	0.5未満	0.6	0.05	
47		午池	5月	8.4	7.9	36	10.9	4,900	0.5未満	0.9	0.10	
48		黒根池	5月	8.0	3.9	4	9.6	790	0.5未満	0.3	0.02	
49		新々池	5月	9.4	5.5	8	10.9	230	0.5未満	0.5	0.04	
50		排水路	半ノ木住宅 前水路	5月	7.4	6.1	3	9.6	490,000	0.5未満	-	-
51			森岡駅東水路	5月	7.3	4.7	48	5.8	110,000	0.5未満	-	-

52	排水路	石浜浜新田排水路	5月	7.7	14	8	2.3	490,000	0.5未満	-	-
53		生路2号排水路	5月	7.5	17	13	1.0	490,000	0.5未満	-	-
54		生路5号排水路	5月	8.6	16	8	13.9	1,300,000	0.5未満	-	-

単位：mg/l

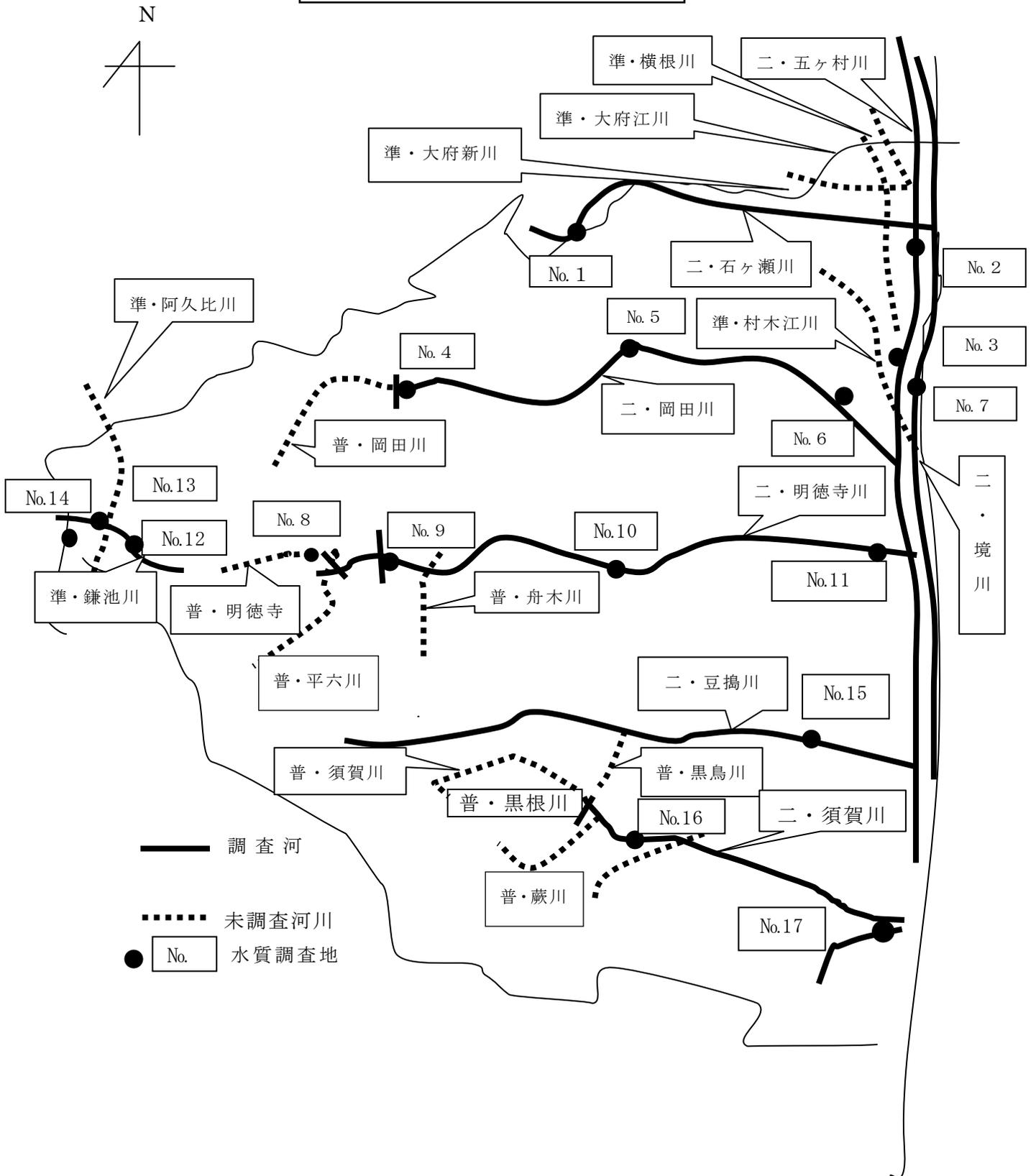
地点No.	地点	測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
			アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸窒素及び亜硝酸性窒素	
3	五ヶ村川中流	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1.0	
7	境川	5月	0.0003未満	不検出	0.005未満	0.01未満	0.005未満	0.0005未満
			不検出	不検出	0.001未満	0.0005未満	1.3	
8	明德寺川上流西	5月	—	不検出	0.005未満	0.01未満	—	—
			—	—	—	—	—	

単位：pg-TEQ/l

地点	地点	測定月	ダイオキシン類	水質環境基準
2	河川 五ヶ村川上流	11月	1.9	1以下

- (注) 1 一級河川(一)：一級河川とは、国土保全上(治水)または国民経済上(利水)特に重要な水系で政令で指定したにかかわる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- 2 二級河川(二)：二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものにかかわる河川で都道府県知事が指定したものです。
- 3 準用河川(準)：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものは、準用河川として河川法の二級河に関する一定の規定が準用されます。
- 4 普通河川(普)：河川法に基づく指定を受けない河川(公共の水流、水面)を一般に総称して普通河川と呼びます。河川法に記述はなく厳密に河川法上の分類はありません。普通河川の管理は市町村が行っています。

水質調査河川位置図（主な河川）



(7) 環境イベントの開催

環境イベント等を開催し、情報の公開だけでなく、自然や水辺に生息する生物に直接ふれあうことのできる機会を提供する。

(8) 環境教育・環境学習の推進

将来を担う子どもたちへ環境教育は重要であるため、教育委員会や各小中学校との連携を図り、今後も継続して出前講座等を実施していく。

(9) 住民主体のまちづくり支援

今後、水環境をつくり守る行動を進める主役は、そこに住む住民や事業者である。本町にはすでに、生活排水クリーン推進員や環境の保全を進めている「明德寺川の自然を守る会」などの団体が存在している。このような団体の活動を支え、輪を広げ、住民や事業者が参加し、自主的に活動できるよう、活動の場の提供を行なう等の支援を講じていく。